

岐阜県立揖斐高等学校「学校いじめ防止基本方針」

令和8年3月改訂

「学校いじめ防止基本方針」策定の根拠

【いじめ防止対策推進法（法律第71号）】

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

1. いじめの問題に対する基本的な考え方

（基本理念）

いじめは、すべての生徒に関する問題であり、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や、人格の形成への重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

したがって本校では、すべての生徒がいじめを受けることがないように、すべての生徒の「居場所づくり」と「絆づくり」に取り組むとともに、積極的な生徒理解と深化をはかることにより、いじめ防止等のための対策を行う。

（いじめの理解）

「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの生徒にも、どの学校でも起こりうる」ものであり、また、誰もが被害者にも加害者にもなり得るものであるとの意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（生徒の責任）

生徒はいじめを行ってはならない。また、いじめを見て見ぬふりをしてはいけない。

（学校及び職員の責務）

学校及び職員は、いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校の教育活動全体を通じ「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自己の存在と他者の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重しあえる態度など、心の通う人間関係を構築する能力の育成に努めなければならない。

保護者や地域、関係機関等との連携を図りながら学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、「いじめられている生徒には非はない」との認識の基に、

適切かつ迅速な組織的対応をしなければならない。学校が策定した学校いじめ防止基本方針については、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各学年の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

(いじめ実態に係る評価)

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処マニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。各学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。

【いじめ解消の定義】

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

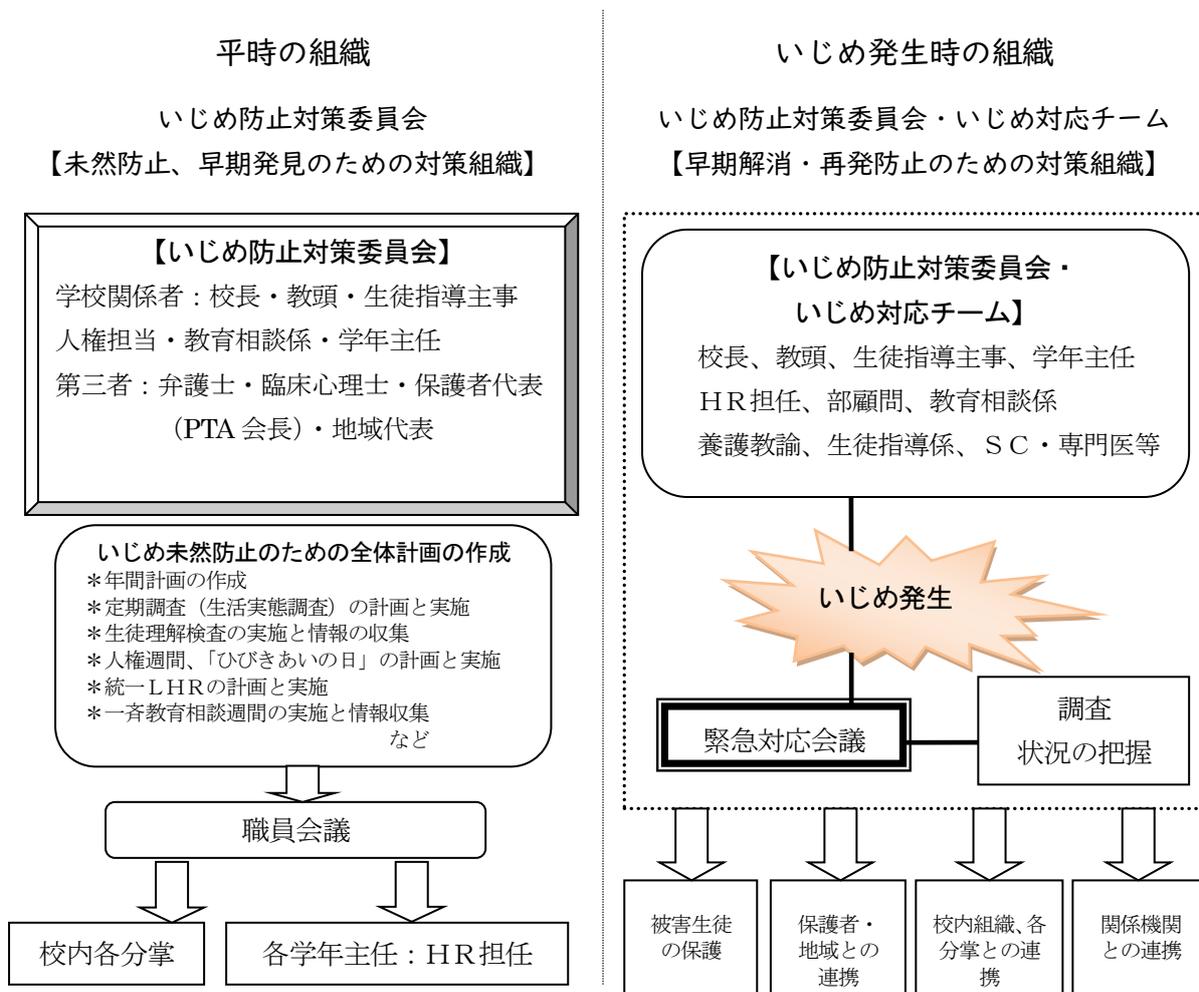
上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

2. いじめの態様

いじめの内容	抵触する可能性のある刑罰法規
A 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる	脅迫・名誉毀損・侮辱
B 仲間はずれ、集団による無視	
C 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	暴行
D ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	暴行、傷害
E 金品をたかられたりする	恐喝
F 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	窃盗、器物損壊
G いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	強要、強制わいせつ
H パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる	名誉毀損、侮辱

3. いじめ防止等（未然防止、早期発見、対処）の対策のための組織

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。



4. いじめの防止（未然防止のための取組等）

（1） いじめ防止教育の充実

- ア. 生徒の豊かな情操と道徳心を養い、自己の存在と他者の存在を等しく認め合い、お互いの人格を尊重しあえる態度を育てるため、すべての教育活動を通じた取組を推進する。
- イ. 構成的グループ・エンカウンターによる人間関係づくりの援助。
 - ◇入学直後の新入生オリエンテーションで実施（1年生：4月）
 - ◇演劇ワークショップの実施（1年生：年6日）
- ウ. 人権週間、「ひびきあい活動」における取組の充実。
 - ◇人権講話（全学年：12月）
 - ◇統一LHRの有効的な活用（全学年：12月）
- エ. HR活動においては「アサーショントレーニング」や「いじめの問題を考える」などのワークショップなどを積極的に取り入れ、生徒がいじめや卑怯な振る舞いをしない、見過ごさないことにクラス単位で取り組むとともに、生徒の「居場所づくり」を積極的に行う。
- オ. 日常の活動をとおして、ストレス・フリーな学校生活の実現に、組織的に取り組む。
- カ. 学校行事や部活動・MSL活動など、生徒の体験的な活動を推進し、すべての生徒が自信を持ち自己有用感や自己肯定感を獲得できるように努める。

（2） 学校における人間関係の構築

- ア. より深い生徒理解を推進し、一人一人の「心」のサインや身体的な変化を見逃すことなく、個に応じた援助を積極的に行う。また、家庭においても、児童生徒の心の状態まで含めた把握が一層なされるよう、保護者に対して積極的に働き掛ける。
- イ. いじめやその他の問題を早期に把握するため、定期的調査を実施する。
 - ◇心のアンケート 年4回（5月、9月、11月、2月）
 - ◇いじめに関するアンケート 年3回（6月、10月、1月）
 - ◇学校の教育活動に関するアンケート（生徒・保護者：7月～8月）
- ウ. 生徒理解に関する検査の実施とその有効的な活用。
 - ◇生徒理解調査（M2-DV+）実施と検査後の教員研修（全学年：5月）
- エ. 教育相談活動の充実
 - すべての生徒を対象とした、日常生活全般における教育相談を活用して「小さなサイン」を鋭く捉え、いじめの未然防止に努める。
 - 【いじめを防止する教育相談の機能】
 - 「開発的教育相談」：すべての生徒を対象に、学業面・社会面・進路面・健康面で豊かな成長を支援する。
 - 「予防的教育相談」：「小さなサイン」を鋭く捉え、問題の未然防止を図る。
 - 「問題解決的教育相談」：生徒が抱えている問題に向き合い、解消・解決を目指す。
 - ◇全校一斉教育相談週間 年3回（全学年：4月、8月、1月）
- オ. 教師と生徒との人間関係の構築
 - いじめに関する「本人の訴え」、「他からの情報」は生徒との信頼関係が構築されていなければ機能しない。このため日頃から生徒との信頼関係を培う取組が必要。

(3) いじめ防止のための校内体制

- ア. 現行の生徒指導部会の他に「いじめ防止対策委員会」を設置し、実効のないいじめ防止対策活動の計画・実施を行う。
- イ. いじめ防止対策委員会においては、教育相談担当、特別支援教育コーディネータが加わり、いじめ防止のための支援を行う。
- ウ. スクールカウンセラーや専門医等との連携を密に行う。
- エ. 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図り、いじめ防止の取組に対する協力・支援が得られるようにする。

(4) 学校及び各分掌の取組

【学校全体】

- ・教育活動全体を通じて、全ての生徒に正しい人権意識を醸成する。
- ・生徒の豊かな情操や道徳心を育てる活動を推進する。(地域貢献やボランティア等)
- ・お互いの人格を尊重し合える態度を育成する。
- ・情報の「報告・連絡・相談」体制を整え、管理職を中心とした組織対応を構築する。
- ・いじめ対応に係る教職員の資質能力の向上を図る職員研修等を開催する。

【生徒指導部】

- ・学校生活における規律を正し、生徒が主体的に授業や行事に参加できるよう指導する。
- ・定期的に「心のアンケート」を実施し状況を把握する。
◇県のいじめ調査に合わせて年3回実施(いじめに関するアンケート:6月、10月、1月)
- ・教育相談体制を整え、全ての教員がいじめ相談に対応できるよう職員研修を実施する。
- ・心理検査や性格検査等を有効に活用できるよう職員研修を実施する。
- ・情報モラルに関する指導を定期的に実施する。
- ・情報倫理(情報モラル)に関する研修会を実施する。
- ・外部機関(警察、子ども相談センター、市役所福祉課等)との連携を図る。
- ・MSリーダーズ活動を通じて社会貢献活動への参加により、社会の一員としての自覚を醸成する。

【教務・図書部】

- ・授業規律を整えるとともに、教科指導ではわかる授業を確立する。
- ・ユニバーサルデザイン授業を推進する。

【進路・渉外部】

- ・進路目標の早期指導により、高校3年間の方向付けや目的意識を育成する。
- ・企業見学や就業体験自習により社会における規律を習得させる。

【特別活動部】

- ・HR活動の工夫により、生徒間のコミュニケーション力を育成する。
- ・集団活動を通して道徳心や倫理観を育成する。
- ・生徒会活動によるいじめ防止に関わる自主的活動の推進を図る。
- ・学校行事における全校及び学年・クラス内の協力・協調による居場所や絆づくりを推進する。
- ・部活動内における良好な人間関係を築かせ、お互いが高めあえる組織を目指す。
- ・PTA総会や学年保護者集会等でのいじめ防止に向けた研修や講演会を開催する。
- ・保護者会等でのいじめ撲滅に向けた活動を推進する。
- ・いじめ問題について地域、家庭が連携した対策を推進する。

- ・読書活動を通じた、道徳観・倫理観の育成を図る。(いじめ防止に関する推薦図書を紹介)

5. いじめの早期発見 (いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための手立て)

ア. 面談によるいじめの発見

◇教育相談週間の活用

教育相談実施後のクラスごとの情報収集 (教育相談担当)

◇保護者懇談会の活用

◇進路相談面接の活用

イ. アンケート調査によるいじめの発見

◇心のアンケート 年4回 (5月、9月、11月、2月)

◇いじめに関するアンケート 年3回 (6月、10月、1月)

◇保護者アンケート (7月、12月) の分析

ウ. 保健室、教育相談室利用状況の確認

エ. 学年会・学科会議・職員会議による生徒情報の共有

学年会・学科会議 (生徒指導担当者) → 生徒指導部会 → 管理職

オ. 授業時間、休み時間の校内巡回活動

◇年度当初に、生徒指導部が企画・立案

カ. 外部機関との連携

◇警察・少年補導センター (担当: 生徒指導主事)

◇教育委員会学校安全課学校安全係との連携による、ネットパトロール情報の収集

6. いじめに対する措置

学校の教職員は速やかに、学校いじめ対策組織にいじめに係る情報を報告し、教職員全員の共通理解を図りながら、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携して組織的な対応につなげなければならない。

(1) 発生したいじめへの対応

ポイント I 【素早い対応】

- ① 最悪を想定した対応を心がける
- ② 人権侵害との認識を持って対応
- ③ 被害者の保護を優先に考える
- ④ 毅然とした指導を行う
- ⑤ 集団改善の視点から取組を行う
- ⑥ 再発防止へ十分配慮する

ポイント II 【事実の正確な把握】

- ① いじめの対象は誰か
- ② いじめの構造を正確に分析する
※いじめの4重構造 (いじめる生徒・観衆・傍観者・いじめられる生徒) を明確に把握する
- ③ いじめの態様は何か
- ④ 被害者の状況の把握

ア. 保護者との連携

- | | | |
|--------------|-----------|--------------|
| ・保護者の心情の理解 | ・緊密な連携の確認 | ・本人への支援方法の協議 |
| ・学校の指導方法への理解 | | |

電話による概要説明

*事実のみを正確に伝え、家庭訪問の理解を得る。

家庭訪問の実施

*複数の教職員で家庭訪問し、(管理下で起きた場合は)管理下で起きたことに対する謝罪を第一とする。

*詳細を説明し、誠意を持って対応する。

*学校の対応方針等への理解を得て、協力を依頼する。

*場合によっては警察に被害届を出す。

イ. 被害者への支援

- | | | |
|----------|----------|---------|
| ・心の支援を保障 | ・目に見える対応 | ・対応策の提示 |
| ・人間関係の改善 | ・課題解決の援助 | |

共感的理解に基づく指導・支援

*本人の不安(疎外感・孤独感等)の払拭に努め、学校の教職員が一丸となって支えることを約束する。

*今後の対応の在り方を、本人の要望を十分考慮して決定する。

教育相談係やスクールカウンセラー等による心のケアを継続して実施する。

ウ. 加害者への指導

- | | | |
|----------|--------------|---------|
| ・事実関係の確認 | ・相手への共感 | ・相手への謝罪 |
| ・保護者との連携 | ・法的責任についての確認 | |

「いじめは絶対に許されない行為である」という毅然とした態度を示す。

叱責や説諭にとどまらず、生育歴や人間関係、家庭状況等、生徒理解に努め、加害生徒の気持ちも理解しながら再発防止に向けた指導、支援を行う。

形式的な謝罪ではなく、心からの謝罪となるよう、粘り強く指導する。

心のケアを継続して実施する。

エ. 学校全体への指導

- | | | |
|----------|-----------|----------|
| ・毅然とした指導 | ・指導姿勢の明確化 | ・指導手順の遵守 |
| ・指導法の工夫 | ・再発防止策の実行 | |

「いじめは絶対に許されない行為である」という毅然とした指導を組織的・計画的に実行する。

学級における指導においては、被害を受けた当事者および保護者から了承を得たうえで指導を開始する。

「いじめられる側にも問題がある」との意識を払拭されているか確認する。

加害者を一方的に責めることがないよう、事前の配慮、準備を行う。

「いじめを起こさない」という意欲の喚起に結びつけられる「終末」を準備して指導する。

7. いじめ防止のための年間計画

(1) 目的

学校の教育活動全体を通じた包括的な取組を行うなかで、いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを図る。

月	会議・行事等	未然防止のための取組	早期発見のための取組
4	新入生オリエンテーション	教育相談室だより	昼休み巡回指導
	教育相談週間	1年：新入生オリエンテーション	第1回教育相談アンケート 個人面談による情報収集
5	第1回いじめ防止対策委員会	第1回いじめ防止対策委員会	第1回心のアンケート
	M2-DV+検査		
	MS リーダーズ活動開始 全校集会		
6	全校集会	情報モラル教室（統一LHR）	第1回いじめに関するアンケート
7	保護者懇談会	教育相談室だより	個人面談による情報収集
	全校集会	保護者対象いじめアンケートの実施	
	SOS の出し方に関する教育（SC）		
8	夏季休業	教育相談室だより	第2回教育相談アンケート 個人面談による情報収集
	全校集会 教育相談週間		
9	教育相談職員研修会（SC）	学校行事を通じた人間関係づくり	第2回心のアンケート
	体育祭・文化祭		
10	全校集会	学校行事を通じた人間関係づくり	第2回いじめに関するアンケート
11	全校集会	学校行事を通じた人間関係づくり	第3回心のアンケート
12	人権週間「ひびきあい活動」		第3回いじめに関するアンケート
	「ひびきあいの日」人権講話・LHR	保護者対象いじめアンケートの実施	
	保護者懇談会		
	全校集会		
1	冬季休業		第3回教育相談アンケート 個人面談による情報収集
	教育相談週間		
2	第2回いじめ防止対策委員会	第2回いじめ防止対策委員会	第4回心のアンケート
	全校集会	教育相談室だより	
3	卒業式		
	全校集会		

8. いじめの重大事態への対応

(1) 重大事態とは

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) いじめの重大事態の調査に関するガイドライン

【重大事態の発生前の事柄】

①重大事態調査の概要及び調査の目的

- ・重大事態とは「いじめにより重大な被害が生じた」疑い又は「いじめにより不登校を余儀なくされている」疑いがある段階を指す。
- ・これらの疑いが生じた段階から学校の設置者又は学校の調査の実施に向けた取組を開始する。
- ・重大事態調査の目的は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、当該重大事態への対処及び再発防止策を講ずることにある。

②いじめ重大事態に対する平時からの備え

- ・重大事態の発生を防ぎ、かつ、重大事態が発生した際には適切な対応をとることができるよう、平時から学校のすべての職員は、法、基本方針、本ガイドライン及び「生徒指導提要（改訂版）」を理解することが必要である。
- ・学校においては、学校いじめ対策組織が個別のいじめに対する対処において、実効的な役割を果たせるよう、学校外とも連携体制を構築する。
- ・学校の設置者においては、学校と緊密に情報共有を行い、重大事態が発生した場合に迅速に調査を開始できることができるよう職能団体と連携できる体制を構築しておくことが望ましい。

③学校の設置者及び学校の基本的姿勢

- ・重大事態調査を行うに当たっては、学校の設置者及び学校は、事実関係を明らかにして、自らの対応を真摯に見つめ直し、再発防止策を確実に実践していく姿勢で取り組むことが必要である。
- ・調査の対応と並行して、対象児童生徒への心のケアや必要な支援、関係児童生徒に対する指導及び支援等に取り組むことが求められる。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどであることが明らかであり学校のみでは対応しきれない場合には、警察に相談・通報して対応することが必要である。

④重大事態を把握する端緒

- ・重大事態の判断は、学校の設置者又は学校が行う。学校の設置者又は学校は、調査を通じて把

握した情報をもとに疑いを抱いた段階から対応を開始する。

- ・不登校重大事態については、年間 30 日の欠席を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しており、その要因としていじめが考えられるような場合には、学校は、欠席期間が 30 日に到達する前から設置者に報告・相談し、情報共有を図るとともに、重大事態に該当するか否かの判断を学校が行う場合は、よく設置者と協議するなど、丁寧に対応することが必要である。
- ・児童生徒の保護者から、重大事態の申立てがあったときは、重大事態が発生したのものとして報告・調査等に当たる。なお、児童生徒や保護者から、重大事態の申立てをうけたが、学校が児童生徒へのいじめの事実等を確認できない場合には、必要に応じて学校いじめ対策組織による調査を実施し、事実関係の確認を行うことが考えられる。

⑤重大事態発生時の対応

- ・学校の設置者及び学校は、重大事態が発生した際には、地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告しなければならない。
- ・重大事態発生時の初動対応においては、特に、対象児童生徒・保護者との情報共有が重要であり、学校の設置者又は学校において窓口となる担当者を決めて、保護者との連絡・調整に当たり、情報が途切れないようにすることが必要である。
- ・学校は、調査に必要な文書等の収集・整理、必要に応じて報道対応が求められる場合もある。

⑥調査組織の設置

- ・調査主体は学校の設置者が判断する。不登校事態については、原則として学校主体で調査を行う。
- ・特段の事情がある場合を除いて、第三者を加えた調査組織となるよう努める。
- ・専門的見地からの詳細な事実関係の確認や調査組織の公平性・中立性を確保する必要性が高く、調査組織の構成について特に熟慮する必要性が高い重大事案は以下とおり。
 - 【1】対象児童生徒が死亡しており、自殺又は自殺が疑われる重大事態
 - 【2】対象児童生徒と関係児童生徒の間で被害と加害が錯綜しているなど事案が複雑であり、詳細に事実関係を明らかにすることが難しい重大事態
 - 【3】これまでの経緯から学校の対応に課題があったことが明らかであるなど学校と関係する児童生徒の保護者との間に不信感が生まれてしまっている重大事態

⑦対象児童生徒・保護者に対する調査実施前の事前説明

- ・調査を始める前に対象児童生徒・保護者への事前説明を行う。事前説明を通じて、調査についての認識のすり合わせや共通理解を図ることが円滑に調査を進めることにつながる。
- ・事前説明は、いじめ重大事態が発生したと判断した後、速やかに説明・確認する事項と調査組織の構成や調査委員等を行う体制が整った段階で説明する事項があり、2段階に分かれて行うことが望ましい。
- ・関係児童生徒・保護者への説明も行う必要がある。

⑧重大事態調査の進め方

- ・アンケート調査や聞き取り調査を行う際には、調査対象者に対して調査の趣旨や把握した情報の活用方法等を説明してから行うことが必要。

- ・可能な限り詳細な事実関係の確認を行い、再発防止策の提言につなげる。

⑨調査結果の説明・公表

- ・調査報告書に基づく対象児童生徒・保護者への説明は法で求められている。併せて、いじめを行った児童生徒・保護者にも説明を行うことが必要である。その際、個人情報保護法や児童生徒のプライバシーや人権に配慮しつつ行う。
- ・調査報告書に基づいて、地方公共団体の長等に対して報告を行うことも法で求められている。
- ・調査報告書を公表するか否かについては、学校の設置者及び学校として、当該事案の内容や重大性、対象児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断するものであるが、特段の支障がなければ公表することが望ましい。

⑩重大事態調査の対応における個人情報保護

- ・改正個人情報保護法に基づいた対応が求められる。対象児童生徒・保護者に調査結果の説明を行う場合や調査報告書の公表を行う場合にも適切に対応することが必要である。

⑪調査結果を踏まえた対応

- ・調査結果を踏まえて中長期的に対象児童生徒の支援や配慮が求められる場合がある。また、いじめを行った児童生徒に対しても必要な指導及び支援を行うことが求められる。
- ・再発防止策を実効性のあるものとするため、学校の設置者の責任の下、第三者の視点も入れながら、取組の進捗管理や検証を行うことが考えられる。

⑫地方公共団体の長等による再調査

- ・学校の設置者又は学校による重大事態の調査が当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために不十分であり、再調査を行う必要があると考えられる場合としては、例えば次のようなものが考えられる。

- 【1】調査を取りまとめた後、調査結果に影響を及ぼし得る新しい重要な事実が判明したと地方公共団体の長等が判断した場合。
- 【2】事前に対象児童生徒・保護者と確認した調査事項又は調査中に新しい重要な事実が判明した事項について、地方公共団体の長等が十分な調査が尽くされていないと判断した場合
- 【3】調査組織の構成について、地方公共団体の長等が明らかに公平性・中立性が確保されていないと判断し、かつ、事前に対象児童生徒・保護者に説明していないなどにより対象児童生徒・保護者が調査組織の構成に納得していない場合。

⑬チェックリストの活用

- ・いじめ重大事態に対する平時からの備えや重大事態調査の実施に当たり、基本的な項目についてチェックリストを活用する。

9. インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第19条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

- ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置を行う。
- 名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を行う。
こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。
- 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、援助・助言を依頼する。
- 早期発見の観点から、県教育委員会学校安全課学校安全係と連携し、学校ネットパトロールの情報を把握し、ネット上のトラブルの早期発見に努める。
- 生徒が悩みを抱え込まないよう、法務局やいじめ相談ダイヤルなど外部の相談機関も紹介する。
- パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、スマホなど携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。
- 生徒が扱う情報ツールの進化に対応した教職員の研修機会を設定する。

10. 情報等の取り扱い

(1) 生徒理解検査等の有効活用について

心理検査の検査結果はHR担当が保管し、生徒の性格や生活実態などの把握のための資料として有効に活用する。

(2) 個人調査データの管理について

心のアンケート、教育相談アンケート、いじめに関するアンケート、面談記録、心理検査結果等の一次資料、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書の保存期間は当該生徒が卒業後5年間とする。

【保存期間】 一次資料 5年間保管
二次資料 5年間保管

【保管場所】 生徒指導部（人権担当者）およびHR担任

*全校一斉調査に関するものは、生徒指導室・教育相談室で保管

*生徒理解検査および面談記録等についてはHR担任保管

岐阜県立揖斐高等学校「学校いじめ防止基本方針」

令和8年3月改訂版

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト

※本チェックリストは、いじめ重大事態に対する平時からの備えや重大事態調査の実施等に当たり、基本的な項目についてチェックリスト形式にまとめたものであり、実際の対応に当たっては、法、基本方針、ガイドライン等をよく確認した上で対応すること。

【チェックリスト①】いじめ重大事態に対する平時からの備え

●学校における平時からの備え（p 6～7 参照）

チェックポイント	チェック
年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどについて認識している。	<input type="checkbox"/>
実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できる体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明している。	<input type="checkbox"/>
学校いじめ対策組織について、次のような対応を適切に行えるよう、平時から実効的な組織体制を整えている。 ・学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うこと ・法第23条第2項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行うこと ・重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担うこと など	<input type="checkbox"/>
校長のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心として組織的な支援及び指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付け、その中で、学校いじめ対策組織が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切な対処の在り方について、全ての教職員の理解を深める取組を行っている。	<input type="checkbox"/>
学校がいじめへの対応で判断に迷う場合等に備えて、迅速に学校の設置者に相談を行うことができるよう連携体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理する体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えている。	<input type="checkbox"/>
学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童生徒について、当該児童生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して児童生徒への支援について方向性を共有できる体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知している。	<input type="checkbox"/>
そもそも、いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組んでいる。	<input type="checkbox"/>

●学校の設置者における平時からの備え（p 7～8 参照）

チェックポイント	チェック
設置する学校に対して、認知したいじめや背景にいじめの可能性が疑われる児童生徒間のトラブルについての対応状況及びその解消に向けた取組状況を定期的に確認し状況の把握を行う体制を整えている。	□
重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い場合には、学校と連携して重大事態調査の実施に向けた準備を始めることや、適切な指導・助言を行う体制を整えている。	□
保護者との情報共有が必要な場合には、学校の設置者が直接説明・調整を行う体制を整えている。	□
学校から重大事態の判断について相談を受けた際に学校の設置者として、学校に適切に助言等を実施するとともに、法務相談体制を整備し、弁護士等の専門家から助言等を得られる体制を整えている。	□
各地域におけるいじめ問題対策連絡協議会を有効に活用し、平時から各地方公共団体の首長部局・医療機関等の関係機関と連携を深め、総合的な支援に迅速につなげられる体制を整えている。	□
重大事態が発生した場合には、法に沿った適切な対応を迅速に行うことができるよう、あらかじめ対応手順を明確化し、各学校に示している。	□
重大事態が発生した場合、当該重大事態の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する体制を整えている。	□
職能団体等との連携について	
重大事態調査を行う調査組織には、公平性・中立性が求められており、専門家や第三者として調査に参画する調査委員を迅速に確保できるよう、各地方公共団体の首長部局とも連携しつつ、弁護士、医師、学識経験者、心理・福祉の専門家等が所属する職能団体や大学、学会等との連携体制を構築している。	□
職能団体や大学、学会等と連携して、調査委員候補者の推薦を得るための手順や候補となり得る者を整理・確認しておくとともに、報酬等に要する予算を確保するなどの準備を行っている。	□
<p>【公立学校の場合】</p> <p>職能団体等との連携について、特に都道府県教育委員会にあっては、域内の市区町村教育委員会が重大事態調査の実施に当たって適切な人材を確保できない場合を想定して、職能団体等と連携して、調査委員候補者の推薦を得るための手順や候補となり得る者を整理・確認しておくとともに、域内の市区町村教育委員会に対して情報提供を行うなど、連携する体制を整えている。</p>	□
<p>【国公立大学附属学校及び私立学校の場合】</p> <p>単独で職能団体等と連携して調査委員候補者の名簿を作成することが難しい場合も想定されることから、学校が所在する地方公共団体や所轄庁に支援を求め、職能団体等を通じた委員候補者の推薦手順や重大事態調査に係る知見を求めることができる関係性を構築している。</p>	□

【チェックリスト②】 重大事態発生時の対応

● 重大事態の発生報告（p16～17参照）

チェックポイント		チェック	日付
【公立学校】 重大事態の発生報告			
地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告した。 ・公立学校は、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会を經由して当該地方公共団体の長		<input type="checkbox"/>	
報告内容	学校名	<input type="checkbox"/>	/
	対象児童生徒の氏名、学年等	<input type="checkbox"/>	
	報告時点における対象児童生徒の状況（いじめや重大な被害の内容、訴えの内容等）※その時点で把握している事実関係を記載すること	<input type="checkbox"/>	
	その他（ ）	<input type="checkbox"/>	
教育委員会事務局から教育長はもとより教育委員にも重大事態が発生した旨を説明した。 ※重大事態としての対応が始まった後も必要に応じて教育委員会会議において進捗状況等を報告する。		<input type="checkbox"/>	
文部科学省に対して重大事態の発生報告を行った。		<input type="checkbox"/>	
【公立学校以外】 重大事態の発生報告			
地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告した。 ・国立大学の附属学校は、当該国立大学法人の学長又は理事長を經由して文部科学大臣 ・公立大学の附属学校は、当該公立大学法人の学長又は理事長を經由して当該公立大学法人を設置する地方公共団体の長 ・私立学校は、当該学校の設置者を經由して当該学校を所轄する都道府県知事 ・学校設置会社が設置する学校は、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を經由して認定地方公共団体の長		<input type="checkbox"/>	
報告内容	学校名	<input type="checkbox"/>	/
	対象児童生徒の氏名、学年等	<input type="checkbox"/>	
	報告時点における対象児童生徒の状況（いじめや重大な被害の内容、訴えの内容等）※その時点で把握している事実関係	<input type="checkbox"/>	
	その他（ ）	<input type="checkbox"/>	
法人本部において情報を共有し、理事会等を通じて役員にも事案の共有を行い、進捗報告・必要な協議を行った。		<input type="checkbox"/>	
文部科学省に対して重大事態の発生報告を行った。		<input type="checkbox"/>	

● 重大事態発生時の初動対応

◆ 資料の収集・保存（p18参照）

チェックポイント		チェック	日付
重大事態調査の実施に必要な学校作成資料等の収集、整理した。		<input type="checkbox"/>	
資料例	学校が定期的実施しているアンケート	<input type="checkbox"/>	/
	教育相談の記録	<input type="checkbox"/>	
	これまでのいじめの通報や面談の記録	<input type="checkbox"/>	
	学校いじめ対策組織等における会議の議事録	<input type="checkbox"/>	
	学校としてどのような対応を行ったかの記録	<input type="checkbox"/>	
	その他（ ）	<input type="checkbox"/>	
学校の設置者又は学校が定める文書管理規則等に基づき、関係資料の保存期間を明確に定めている。		<input type="checkbox"/>	
再調査に向けた具体的な動きがある場合に備え、適宜保存期間を延長するなどの手続きを経るための準備ができている。		<input type="checkbox"/>	

◆ 報道等への対応（p19参照）

チェックポイント	チェック	日付
報道対応の担当者（基本的には校長や教頭等の管理職）を決めて、正確で一貫した対応を行う体制を整えた。	<input type="checkbox"/>	

【チェックリスト③】 対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明

●事前説明等を行うに当たっての準備

◆説明の準備（p25参照）

チェックポイント	チェック	日付
対象児童生徒・保護者等に対する説明に当たり、調査主体において説明事項の整理・確認、説明者の検討を行った。	<input type="checkbox"/>	
どのような内容を説明するのか、予め対象児童生徒・保護者から同意を得るもの、考えを伺うものなどを整理した。	<input type="checkbox"/>	
説明時の説明者、説明者の補佐、記録者などの役割を決定した。	<input type="checkbox"/>	
説明時の録音の有無を確認した。	<input type="checkbox"/>	
説明の場の設定や説明者の人数等を決定した。	<input type="checkbox"/>	

●対象児童生徒・保護者に対する事前説明

説明日：

◆対象児童生徒・保護者への説明事項

【重大事態に当たると判断した後速やかに説明・確認する事項】（p26～27参照）

チェックポイント	チェック
①重大事態の別・根拠	
法で定義されている重大事態について説明した。 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（以下1号重大事態）。 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（以下2号重大事態）。	<input type="checkbox"/>
1号重大事態、2号重大事態のいずれに該当するのかということや法に基づき、調査を行うこととなることなど、根拠を示しながら説明した。	<input type="checkbox"/>
重大事態として認めた時期について説明した。	<input type="checkbox"/>
地方公共団体の長等に対し、発生報告を行っていることを説明した。	<input type="checkbox"/>
②調査の目的	
本調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、事実関係を可能な限り明らかにし、その結果から当該事態への対処や、同種の事態の発生防止を図るものであることについて説明した。	<input type="checkbox"/>
本調査は、関係者の任意の協力を前提とした調査であり、事実関係が全て明らかにならない場合や重大な被害といじめとの関係性について確実なことが言えないことも想定されることについて説明した。	<input type="checkbox"/>
③調査組織の構成に関する意向の確認	
調査組織の構成については公平性・中立性が確保されるよう人選等を行う必要があることについて説明した。	<input type="checkbox"/>
対象児童生徒・保護者から構成員の職種や職能団体について要望があるかどうかを確認した。	<input type="checkbox"/>
職能団体等を通じて推薦を依頼する場合には、対象児童生徒・保護者の意向を伝えることができること、一般的に職能団体等からの推薦を経て調査委員会の委員に就任する者については第三者性が確保されると考えられること、職能団体等における推薦の手続きには時間を要することについて説明した。	<input type="checkbox"/>
対象児童生徒・保護者が指定する者を調査組織に参画するよう求められた場合には、調査の公平性・中立性が確保できなくなることから、職能団体等を通じて推薦を依頼することについて説明した。	<input type="checkbox"/>
④調査事項の確認	
調査事項となるいじめ（疑いを含む）や出来事について確認した。	<input type="checkbox"/>
児童生徒を取り巻く環境を可能な限り網羅的に把握することは重大事態への対処、再発防止策の検討において必要であることから、個人的な背景及び家庭での状況も調査	<input type="checkbox"/>

することが望ましく、調査組織の判断の下で、これらの事項も調査対象とする場合があることについて説明し、理解を求めた。	
⑤調査方法や調査対象者についての確認	
調査方法について要望があるか確認した。	<input type="checkbox"/>
実際に聴き取り等を行う対象者等についても要望がある可能性があることから、この時点で確認した。	<input type="checkbox"/>
調査組織の判断で要望のあった者以外にも聴き取り等を行う場合があることについて説明した。	<input type="checkbox"/>
対象児童生徒・保護者が関係児童生徒等への聴き取り等をやめてほしいと訴えている場合には、関係児童生徒への聴き取り等を行わないなど調査方法、範囲を調整し、対象児童生徒・保護者が納得できる方法で行うことができる旨を説明するとともに、調査方法や対象について要望を聴き取った。	<input type="checkbox"/>
関係児童生徒等への聴き取りを行わない場合は、いじめ行為を含む詳細な事実関係の確認、いじめと対象児童生徒の重大な被害との具体的な影響・関連の説明等が難しくなるなどの可能性があることについて説明した。	<input type="checkbox"/>
⑥窓口となる担当者や連絡先の説明・紹介	
窓口となる者を紹介し、連絡先等について説明した。	<input type="checkbox"/>
※その他	
独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の申請について説明を行った。	<input type="checkbox"/>

説明日：

◆対象児童生徒・保護者への説明事項

【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】(p27～29参照)

チェックポイント	チェック
①調査の根拠、目的	
調査の根拠、目的について説明した。	<input type="checkbox"/>
②調査組織の構成	
調査組織の構成について、調査委員の氏名や役職を紹介した。	<input type="checkbox"/>
職能団体等からの推薦を受けて選出した調査委員については、そのことに触れながら説明を行い、公平性・中立性が確保された組織であることを説明した。	<input type="checkbox"/>
③調査時期・期間（スケジュール、定期報告）	
対象児童生徒・保護者に対して、調査を開始する時期や当面のスケジュールについて目途を示した。	<input type="checkbox"/>
実際に調査を開始すると、新たな事実が明らかになるなど調査が始まってから調査期間が変更になる可能性があることを説明した。	<input type="checkbox"/>
定期的に及び適時のタイミングで経過報告を行うことについて説明した。	<input type="checkbox"/>
④調査事項・調査対象	
重大事態の調査において、どのような事項（対象とするいじめ（疑いを含む）や出来事、学校の設置者及び学校の対応等）を、どのような対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員等の範囲）に調査するのかについて説明した。	<input type="checkbox"/>
調査の中で新たな事実が明らかになり、調査対象となる事項が増えることや児童生徒等から聴き取り等を行うことができず、調査の中で対象とする事項を決めていく場合もあるため、そのような場合には臨機応変に対応していくことについて説明した。	<input type="checkbox"/>
調査組織が、第三者委員会の場合等に、調査事項や調査対象を第三者委員会が主体的に決定することも考えられるが、その場合には、方向性が明らかとなった段階で、適切に説明を行うことについて説明した。	<input type="checkbox"/>

調査組織の判断の下で、児童生徒の個人的な背景や家庭での状況も調査対象として想定している場合には、そのことを対象児童生徒・保護者に対して説明するとともに、必要に応じて協力を求めた。	<input type="checkbox"/>
⑤調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順）	
重大事態調査において使用するアンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順を説明した。	<input type="checkbox"/>
事前に説明を行った段階で対象児童生徒・保護者から調査方法について要望を聞いている場合には、要望に対して検討を行った結果について説明した。	<input type="checkbox"/>
⑥調査結果の提供	
法第28条第2項に基づいて、調査終了後、調査結果の提供・説明を行うことについて説明した。	<input type="checkbox"/>
調査の過程で収集する個人情報について利用目的を明示するとともに、その取扱いについて説明した。	<input type="checkbox"/>
関係児童生徒・保護者に対して調査結果の提供・説明を行うことを説明した。	<input type="checkbox"/>
調査の過程で収集した聴き取りの結果やアンケートの調査票について提供を求められる場合があるが、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいて対応することを説明した。	<input type="checkbox"/>
例えば、アンケートの結果について、個人名や筆跡等の個人が識別できる情報を保護する（例えば、個人名は伏せ、筆跡はタイピングし直すなど）等の個人が特定されないような配慮を行う必要があり、提供の希望がある場合にはそのような対応をとることについて説明した。	<input type="checkbox"/>
公表について、学校の設置者等として公表に当たっての方針があれば、説明を行うとともに、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいて対応することを説明した。	<input type="checkbox"/>
調査票を含む調査に係る文書の保存について、学校の設置者等の文書管理規則等に基づき行うことや、文書の保存期間を説明した。	<input type="checkbox"/>
⑦調査終了後の対応	
法に基づいて、調査結果は地方公共団体の長等に報告を行うことを説明した。	<input type="checkbox"/>
重大事態調査を実施しても、事実関係が全て明らかにならない可能性があることを説明した。	<input type="checkbox"/>
万が一、事前に確認した調査事項について調査がされておらず、地方公共団体の長等が、十分な調査が尽くされていないと判断した場合には、再調査に移行することを説明した。	<input type="checkbox"/>
調査報告書について意見等があれば地方公共団体の長等に対する所見書を提出することができることを説明した。	<input type="checkbox"/>

◆対象児童生徒・保護者への説明に当たっての留意事項（p29参照）

チェックポイント	チェック	日付
重大事態調査を開始する段階で記者会見、保護者会など外部に説明する必要がある場合		
外部に説明する内容を事前に伝えた。	<input type="checkbox"/>	
公表する資料がある場合は、主に個人情報保護に係る確認の観点から、事前に文案の了解を得た。	<input type="checkbox"/>	
自殺事案の場合		
自殺の事実を他の児童生徒をはじめとする外部に伝えるに当たっては、遺族から了解を得た。 ※遺族が自殺であると伝えることを了解されなかった場合や自殺と異なる死因を説明するよう求められた場合であっても、学校が“嘘をつく”と児童生徒や保護者の信頼を失いかねないため、「急に亡くなられたと聞いています」という表現に留めるなどの工夫を行わなければならない（「事故死であった」、「転校した」などと伝えてはならない。）。	<input type="checkbox"/>	
対象児童生徒から直接事情を聴く等のやり取りができない場合		
保護者を通じて家庭において確認するよう依頼した。	<input type="checkbox"/>	

対象児童生徒・保護者と連絡や連携が取れない場合		
適当な者（例えば、調査主体側では対象児童生徒・保護者と信頼関係の構築ができていない教師あるいはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、対象児童生徒側では親族又は弁護士等を想定）を代理として立てるなどの対応を行った。	<input type="checkbox"/>	

◆対象児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合（p30参照）

チェックポイント	チェック	日付
対象児童生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合であっても、調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応できることを対象児童生徒・保護者に対して丁寧に説明した。	<input type="checkbox"/>	

説明日：

●関係児童生徒・保護者に対する説明等（p30参照）

チェックポイント	チェック
対象児童生徒・保護者に対する「【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】」について、関係児童生徒・保護者に対しても説明した。	<input type="checkbox"/>
調査に関する意見を聴き取った。	<input type="checkbox"/>
調査結果を取りまとめた調査報告書について、対象児童生徒・保護者に提示、提供、説明を行うことになることについて説明した。	<input type="checkbox"/>
関係児童生徒・保護者がいじめ行為の事実関係を否定している場合	
調査への協力が得られるよう、本調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟への対応を直接の目的とするものではなく、公平・中立に事案の事実関係を可能な限り明らかにし、再発防止を目的とするものであることを丁寧に説明した。	<input type="checkbox"/>
関係児童生徒・保護者がいじめには当たらないと考えている場合	
法が定めるいじめの定義（法第2条第1項に定める定義）や法の趣旨（重大事態調査は疑いのある段階から調査を行い、早期に対処していくという趣旨）等について説明した。	<input type="checkbox"/>

【チェックリスト④】 重大事態調査の進め方

●調査の進め方についての事前検討（p31参照）

チェックポイント		チェック	日付
調査の進め方やその実施に必要な体制整備と調査期間の見通しについて検討し、調査組織を構成する調査委員の間で共通理解を図った。		<input type="checkbox"/>	
確認・検討事項	調査の目的・趣旨	<input type="checkbox"/>	
	調査すべき事案の特定、調査事項の確認	<input type="checkbox"/>	
	調査方法やスケジュール	<input type="checkbox"/>	
	調査に当たっての体制（第三者委員会と事務局の役割分担等）	<input type="checkbox"/>	
	調査結果の公表の有無、在り方	<input type="checkbox"/>	
	その他（ ）	<input type="checkbox"/>	
文部科学省に対して重大事態調査の開始について報告した。		<input type="checkbox"/>	

●調査の実施

◆調査全体の流れ（p31～32参照）

チェックポイント		チェック	日付
調査の進め方、スケジュールを調査組織において決定した。		<input type="checkbox"/>	
学校の組織体制等の基本情報の把握及びこれまで作成している対応記録等の確認をした。		<input type="checkbox"/>	
確認した事項	当該学校の生徒指導体制、校務分掌等の組織体制が分かる資料	<input type="checkbox"/>	
	学校いじめ防止基本方針	<input type="checkbox"/>	
	年間の指導計画	<input type="checkbox"/>	
	学校に設置される各委員会の議事録	<input type="checkbox"/>	
	過去のアンケート、面談記録	<input type="checkbox"/>	
	その他（ ）	<input type="checkbox"/>	
対象児童生徒・保護者からの聴き取りを実施した。		<input type="checkbox"/>	
対象児童生徒・保護者以外から聴き取りやアンケート調査等を実施した。		<input type="checkbox"/>	
実施した事項	教職員からの聴き取り	<input type="checkbox"/>	
	関係児童生徒からの聴き取りやアンケート調査	<input type="checkbox"/>	
	学校以外の関係機関への聴き取り	<input type="checkbox"/>	
	その他（ ）	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	
事実関係を整理した。		<input type="checkbox"/>	
整理した事実関係を踏まえて評価し、再発防止策を検討した。		<input type="checkbox"/>	
報告書の作成、取りまとめをした。		<input type="checkbox"/>	

説明日：

◆聴き取り調査・アンケート調査等における事前説明（p 32～33参照）

チェックポイント	チェック
聴き取り（又はアンケート）調査は、重大事態調査の一環として行うことを説明した。	<input type="checkbox"/>
重大事態調査は、可能な限り詳細に事実関係を確認し、事案への対処及び再発防止策を講ずることが目的であることを説明した。	<input type="checkbox"/>
聴き取り内容・回答内容は、守秘義務が課された調査組織や調査主体の担当者でのみ共有することを説明した。	<input type="checkbox"/>
法に基づいて調査結果は対象児童生徒・保護者に提供するとともに、関係児童生徒・保護者等にも説明等を行うことを説明した。	<input type="checkbox"/>
調査報告書を公表することとなった場合には、個人情報保護法に基づいて個人名及び個人が識別できる情報は秘匿処理を行うとともに、人権やプライバシーにも配慮することを説明した。	<input type="checkbox"/>
聴き取り調査において、正確な記録を残すため録音機器等を活用する場合、録音機器の使用について同意を得るとともに調査以外では聴き取り内容を活用しないことなどを説明した。	<input type="checkbox"/>
聴き取り内容等についてみだりに他者に話さないよう協力を求めた。	<input type="checkbox"/>
事前説明を行った日時、場所、内容等についても記録を残した。	<input type="checkbox"/>

説明日：

◆調査中の対象児童生徒・保護者への経過報告（p 34～35 参照）

チェックポイント	チェック
調査がどの段階まで進んでいるか、今後のスケジュールなどについて説明した。	<input type="checkbox"/>
調査途中に新たな重要な事実が判明し、調査事項が増えた場合には、そのことを経過報告の中で説明した。	<input type="checkbox"/>
聴き取った内容を調査報告書にまとめる際に、事実関係の認定に係る部分等について「この記載で相違ないか」という視点で報告書を取りまとめる前に記載のある児童生徒・保護者に対して確認した。	<input type="checkbox"/>

【チェックリスト⑤】 調査結果の説明・公表

●対象児童生徒・保護者への調査結果の説明（p 39～40参照）

説明日：

チェックポイント	チェック
調査報告書本体又はその概要版資料を提示又は提供した。	<input type="checkbox"/>
資料に基づいて、調査を通じて確認された事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）、学校及び学校の設置者の対応の検証、当該事案への対処及び再発防止策について説明した。	<input type="checkbox"/>
調査報告書に記載されたいじめを行った児童生徒等のプライバシーや人権への配慮は必要であり、その際、いじめを行った児童生徒・保護者等から同意を得られた範囲で説明した。 ※なお、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。	<input type="checkbox"/>
必要に応じて、個人情報保護法第 70 条に基づき、漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう求めた。	<input type="checkbox"/>
重大事態調査結果を地方公共団体の長等に報告する際に対象児童生徒・保護者からの所見書を併せて地方公共団体の長等へ提出することが可能であることを説明した。	<input type="checkbox"/>
上記説明の際、意向の確認や提出する場合はいつ頃までに提出してほしいか目安等を示した。	<input type="checkbox"/>

●いじめを行った児童生徒・保護者への調査結果の説明（p 40参照）

説明日：

チェックポイント	チェック
対象児童生徒・保護者に説明した方針に沿って、いじめを行った児童生徒・保護者に対しても調査報告書の内容について説明した。	<input type="checkbox"/>
対象児童生徒・保護者から自身に関する記載部分について事前に要望があれば、その意向を踏まえて、該当箇所は伏せるなどの処理を行った上で、調査報告書の提示又は提供、説明を行った。	<input type="checkbox"/>
調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝えた。	<input type="checkbox"/>

●地方公共団体の長等への報告及び公表（p 40・43参照）

チェックポイント	チェック	日付
法に基づいて地方公共団体の長等へ調査結果を説明した。	<input type="checkbox"/>	
対象児童生徒・保護者から所見書が提出されている場合には併せてその内容を説明した。	<input type="checkbox"/>	
文部科学省に対して重大事態報告書を提供した。	<input type="checkbox"/>	
公表に当たっては、児童生徒の個人情報保護やプライバシーの観点から、個人情報保護法や各地方公共団体が制定する情報公開条例等の不開示となる情報等も参考にして、公表を行うべきでない判断した部分を除いた部分を適切に整理の上公表を行った。	<input type="checkbox"/>	
公表に際しては、調査報告書に記載のある児童生徒及びその保護者に公表版を事前に提示するなどして確認を行った。	<input type="checkbox"/>	